



研鑽を重ね、  
より良い法案をつくる。

**下野 久欣** | 第二部第二課長  
(平成15年入局)

- ▶ 係員級:平成15年(労働、外交防衛、内閣等)
- ▶ 係長級:平成19年(総務、国土交通等)
- ▶ 出向:平成22年(人事院)
- ▶ 課長補佐級:平成24年(農林水産、環境、労働、経済産業、財政金融、予算、決算、厚生、議院運営等)
- ▶ 課長:令和元年(農林水産、環境、内閣、労働、経済産業等)

**係員級・係長級 仕事を通して法的思考・技術を習得する**

入局して2日目、いきなり法案の部長審査に参加することになりました。そこで飛び交う専門用語、半端ではない条文表現へのこだわりを面食らってしまったというのが、私の職業生活のスタートでした。

しかしそう思うのも束の間、少数精鋭の当局では若手にも重要な仕事が多々割り振られます。入局1～2年目で担当したDV防止法改正法(平成16年)では、DV被害者保護のための保護命令の要件や手続をいかに遺漏なく精緻に制度設計するか、自分なりに考え、日々上司や先輩方と議論しました。

入局4年目(平成18年)には、ドミニカ移住者特別一時金支給法の立案を担当しました。戦後、十分な事前調査が行われないまま政府により推進されたドミニカ共和国への移住について、おわびの意を示す内閣総理大臣の談話を受けての立案であり、また、私が条文の下案を作成することになり、大変な思いもりましたが、無事成立した際には、移住者の長年のご苦労に報いるお手伝いできたことと感慨深く思いました。

平成22年には、人事院に出向しました。国家公務員の期末・勤勉手当の担当課に配属され、民間企業の給与調査や支給月数の試算、各所からの問合せ対応など、全く経験のないことばかりでしたが、霞が関の仕事の進め方などを知ることができ、大変有意義でした。

**課長補佐級 課の中核として尽力する**

鳥獣被害防止特措法改正法(平成24年)は改正項目が多岐にわたるものであり、農林水産省や環境省、総務省などとの調整・交渉も担当しました。また、鳥獣による農作物被害を防止する必要性がある一方で、猟銃捕獲が拡大することへの懸念も示され、与野党議員による協議を見守りつつ、条文の文言について警察庁と厳しいやり取りをしました。

皆さんは、さい帯血バンクをご存じですか?へその緒から採取されるさい帯血は血液疾患の治療に非常に有用であり、これを公私の団体が保管しているのですが、一部の団体において不適切な事例があり、これに対処するための造血幹細胞提供推進法改正法を立案し、成立しました(平成30年)。貴重なさい帯血が無駄にならないよう迅速な対応が求められた案件であり、依頼議員や厚生労働省と緊密に連携をとりながら、作業を進めました。

課長補佐級として最後に担当したのが、国会議員歳費法改正法(令和元

年)です。成立した案は、参議院の経費節減のため参議院議員の歳費の一部を自主返納できるようにするものでしたが、様々な会派がそれぞれ異なる内容の法案を提出しました(計3本)。国会議員の身分という憲法上の論点もあり相当慎重な検討が求められ、同時並行で各会派の案を作成するという頭の素早い切替えも必要となりました。また、長時間の法案審議への対応(答弁作成など)もあり、非常に緊張感の高い仕事となりました。

このほか、首都直下地震対策特措法の原案や受動喫煙防止対策の野党案、参議院関係の会議録などのペーパーレス化のための規則改正などを担当しました。

**課長 同僚を信頼し、円滑に仕事を進める**

課長となってすぐに鯨類科学調査実施法改正法(令和元年)を、また令和4年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を担当し、成立に至りました。前者は、日本が古くからクジラを利用してきた文化を大切にしたいという与野党議員の熱意を感じながら、後者は、自分が持つ障害にフィットするコミュニケーションや情報アクセスの手段を確保したいという多くの障害者の方々の要望を議員とともに聴きながら、立案を進めました。

課長は、議員や関係者との協議や、政党の会議での発言を行うなど、対外的な仕事を多く担当します。法案内容などの検討は引き続き自身でもしますが、課員に積極的な提案を促し、アイデアをまとめてもらうようにもしています。

私たちの仕事は、一人ではなくチームです。またその進め方は、コロナ禍も経て多様性が求められています。課長として、同僚を信頼し、その能力と個性を活かし、集中力の高い作業と柔軟な対応とのバランスの取れた業務運営を心掛けるようにしています。

これまでの仕事の一端をご紹介しましたが、担当する分野の広さとそれぞれの役割での仕事ぶりを知っていただけたら幸いです。

長文となりましたが、最後に。

世界的音楽家の坂本龍一さんは、生前“芸術は長く、人生は短い”という言葉を好んでおられたそうです。法律は芸術作品ではありませんが、議員とともに深く検討してつくり上げた法律はきっと長く役立つことでしょう。そのような法案をつくることできるよう、若手もベテランも職業生活の全体を通じて、立案の技術や政策の理解力、対話力などの研鑽を重ねていくことが必要なのだと思います。近い将来、このパンフレットを読んでいる皆さんと、この思いを共有しながら仕事ができることを楽しみにしています。



**若手職員アンケート**

**Q 志望動機は?**

- 「法律を作る仕事ってカッコいい!」と思ったから
- 法律を使った仕事があったから

**Q どんな受験勉強や面接対策を?**

- 国家公務員総合職試験向けの対策
- 面接に備えて、法律の制定・改廃に関するニュースをチェックしました
- 友人と面接対策をしました

**Q 職場の雰囲気は?**

- 勉強熱心な人が多い
- 若手でも発言しやすく、活躍の機会も多い
- 優しい人が多く、柔らかな雰囲気

**Q 入局前のイメージと違ったところはあった?**

- 若手でもいろいろな仕事を任せられるところ
- 上司のサポートが手厚いところ
- 依頼議員に感謝される機会が多いところ

**Q 学生時代の学習経験の中で、職務にいかせたと思うものは?**

- ゼミでの発表
- 憲法、民法、刑法等の基本的な法律の知識

**Q 学生時代にやっておけばよかったと思うことは?**

- 海外旅行
- 法律以外の分野についても見聞を広めておきたかった
- メリハリを付けて、勉強しつつ楽しく遊びましょう!

**Q 当局の魅力、仕事のやりがいは?**

- 法律のプロとして国会議員に頼られていると感じること
- 多様な分野の依頼に携わることで、自分の見識が広がること
- 自分が原案を書いた法律案が世の中に出回ること

**Q どんな後輩に入局してほしいですか?**

- 法律にある程度関心があって、依頼者のために仕事をしたいと思う人
- 学ぶことを楽しいと思える人

**Q 参議院法制局を目指す方へ一言!**

- 法律に関わる仕事をしたい方には本当にオススメです!
- 楽しい職場です!
- 皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています

**メンター制度**

参議院法制局においては、新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、入局4年目以降の職員が「メンター」となる制度を設けています。

「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。また、面談の機会を定期的(2週間～1か月に1回程度)に設けることにより、参議院法制局での職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

**メンター職員より**

新規採用職員は、参議院法制局の仕事や組織についてまだまだ知らないことばかりです。また、社会人の生活リズムは、学生時代とは大きく異なるでしょう。私はメンターとして、自分の経験や上司から過去に受けたアドバイスなどを基に新規採用職員の不安や素朴な疑問に寄り添い、ワークライフバランスの実現を助け、法制局職員・社会人としての成長を見守っています!

**出向職員の声**



**水江 真人**  
(平成27年入局)

**～行政の立場から立法を考える～**

私は、令和4年7月から厚生労働省に出向となり、介護保険法改正の業務に携わりました。審議会における制度見直しの議論から始まり、改正案の作成、関係省庁等との調整、内閣法制局の審査等を経て、国会における審議、そして法律の成立に至るまでの一連の過程を、法執行を担う省庁側の担当者として経験することができ、これまでとは異なる立場・視点で、改めて「立法に携わる」ことの意味を考えることができました。現在は、成立した法律の施行に向けた政省令改正の検討のほか、いわゆる「介護DX」関係の業務にも携わり、初めての経験に悪戦苦闘しながらも、学ぶことの多い刺激的な日々を送っています。